

## 農業教育功労者表彰規定施行細則（内規）

公益財団法人 全国学校農場協会

規定制定 昭和 52 年 4 月

規定改定 平成 27 年 4 月

最終改定 令和 2 年 4 月

第 2 条 該当者の推薦状は、退職当日現在で記載する。

第 2 条 3

- (1) 農業に関する学科又は科目を設置している高等学校等で 30 年以上農業教育に従事した教育職員。
- (2) 農業に関する学科又は科目を設置している高等学校等の農場で 30 年以上農場作業に従事した農場作業員。
- (3) 前項 (1)・(2) の者の年数が 28 年以上の場合でも、勤務成績が特に優秀で農業教育の振興活動に貢献した者。
- (4) 農業に関する学科又は科目を設置している高等学校等で 25 年以上農業教育に従事した教育職員で、3 年以上、他の農業関連機関又は学校に勤務した者は、(3) に準ずるものとする。
- (5) 教育委員会、総合（農業）教育センター、農業機械教育センター、農業教育共同実習所、農業教科を有する特別支援学校等に勤務した者は農業高等学校と同等とみなす。

第 2 条 4 勤務成績の評価は、農場代表及び農場長が要請した者について、校長又はこれに準ずる管理職が行う。

第 2 条 5 農場作業員以外の者は、農業教育振興団体である全国高等学校農場協会に退職時の年度まで継続して 30 年間以上加入していた者に限る。ただし、教育委員会の職員であった者は、昭和 60 年度までは、その期間中だけ非会員であってもよい。

第 3 条 1 農場代表が推薦する場合、本会所定の推薦状用紙の各項目について、退職当日現在で正確かつ完全に記載の上、校長の評価・所見を付するものとする。推薦状の各欄の記載が不完全なものは審査しない。退職時の職名については、都道府県独特のものもあるので、その職名を「職名」欄に記載し、これが国で定められている校長・副校長・教頭・教諭・常勤の講師・実習助手・技術職員（農場作業員）のいずれに相当するかを「国が定める職名」欄に記入する。

(例)「職名」欄に『実習講師』と記入し、「国の職名」欄の『実習助手』を○で囲む  
第 3 条 2 理事が審査委員会を設ける場合、その委員は 5 名以上とし、校長、副校長・教頭、農場長、農場代表をもって構成するものとする。審査は規定及び細則に則して行うものとする。

第 3 条 3 支部長が、候補者の推薦状写と候補者名簿を理事長に提出する際、その記載順位は、次の第 4 条 2 項の順とし、候補者名簿の写は手許に保持する。

第 4 条

- (1) 支部長は、決定された被表彰者名簿（所定用紙）を 2 部（正・副）作成し、正本を理事長に提出し、副本は支部長が保管する。被表彰者名簿の記載は、農場協会発行の学校要覧の順序（都道府県、学校とも）とし、同一学校に複数の被表彰者がいる場合は会員名簿の順とする。
- (2) 支部長は、理事長から通知をうけた被表彰者の名簿（所定用紙）を作成し、理事長に提出する。

(3) 理事長は、前項の名簿を受理した上で、表彰状用紙を支部長に送付する。

(4) 支部長は、理事長から送付された表彰状用紙に、被表彰者の氏名・番号を記入し、所定欄に押印する。その順序は被表彰者名簿の順とする。

第7条1 特別審査対象者は、表彰規定施行規則第2条(1)～(4)のいずれにも該当しないが農業教育の振興・発展に尽力し、その功績が顕著であった者とする。支部長から特別審査の申請があった場合は、審査委員会を開催して厳正な審査を行い、その結果を以って感謝状の贈呈を行うことができる。また、全国高等学校農場協会の全国大会で感謝状を贈られた者については公益財団法人として改めて表彰する。

第7条3 本会所定の推薦状用紙・候補者名簿用紙・被表彰者名簿用紙・表彰状等は支部長の請求によって交付する。

以 上

[注 意]

1. 就職後、大学への通学、通信教育、科目等での履修及び教育委員会の講習会などへの参加により「農業教育に関する免許状」を取得したものは、その経緯を職歴欄に記入する。  
なお、農業教育に無関係のものは記入しないこと。
2. 「農業教育功労者推薦状」の記載に当たっては、表彰規程・施行細則(内規)及び推薦状用紙の各項※印欄を熟読して記入すること。